

令和元年第1回定例市議会議案  
条例新旧対照表



議案第 7 号	藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正案	1
議案第 9 号	市税条例の一部改正について	
	市税条例の一部改正案（第1条関係）	3
	市税条例の一部改正案（第2条関係）	10
議案第 10号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正案	12
議案第 11号	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案	13
議案第 12号	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案	16

議案第 7 号

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤井寺市条例第24号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）</u></p> <p><u>第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第16条）</u></p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び<u>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令</u>（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>（災害援護資金の貸付け）</p> <p><b>第12条</b> 市は、令第3条に規定する災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（災害援護資金の限度額等）</p> <p><b>第13条</b> 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの<u>貸付限度額</u>は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p>	<p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び<u>同法施行令</u>（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>（災害援護資金の貸付け）</p> <p><b>第12条</b> 市は、令第3条に<u>掲げる</u>災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（災害援護資金の限度額等）</p> <p><b>第13条</b> 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの<u>貸付け限度額</u>は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(保証人及び利率)</p> <p><b>第14条</b> <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p><b>第15条</b> <u>災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u></p> <p>2 <u>償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</u></p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(利率)</p> <p><b>第14条</b> <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p><b>第15条</b> <u>災害援護資金は、半年賦償還とする。</u></p> <p>2 <u>償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</u></p> <p>3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u></p>

議案第 9 号

市税条例の一部改正について

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p><b>第27条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5</u> <u>第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p><b>第27条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p><b>第28条の2</b> 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p><b>第28条の2</b> 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>

改正後	改正前
<p><b>第28条の3</b> <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p><b>第29条</b> 市民税の納税義務者が第27条第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の</p>	<p><b>第28条の3</b> <u>所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p><b>第29条</b> 市民税の納税義務者が第27条第1項、若しくは第2項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第6項若しくは第7</p>

改正後	改正前
<p>規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p><u>第7条の4 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)</u>に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第7条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	
<p>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)</p> <p><u>第7条の4の2 当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、大阪府が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p>	
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p><u>第7条の4の3 (略)</u></p> <p>2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 大阪府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第7条の6の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p><u>第7条の4 (略)</u></p>



改正後	改正前
<p><u>土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p><b>第7条の8</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p><b>第8条</b> 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="114 1262 1106 1329" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>	<p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p><b>第7条の8</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p><b>第8条</b> 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="1137 1262 2130 1329" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>
<p><u>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月</u></p>	

改正後			改正前		
<p>31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円			
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円			
	10,800円	2,700円			
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円			
	5,000円	1,300円			
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円			
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円			
	10,800円	5,400円			
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円			
	5,000円	2,500円			

改正後			改正前
<p>4 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>			
第2号ア（イ）	3,900円	3,000円	
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円	
	10,800円	8,100円	
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円	
	5,000円	3,800円	
<p><u>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</u></p>			
<p><u>第8条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p>			第8条の2 削除
<p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に</p>			

改正後	改正前
<p><u>関する規定（第86条及び第87条の規定を除く。）を適用する。</u></p> <p><u>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p>	

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

（第2条関係）

改正後	改正前				
<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p><b>第14条</b> 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第48条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p><b>第8条</b> 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="112 1061 1104 1129"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p><b>第14条</b> 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第48条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p><b>第8条</b> 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1135 1061 2128 1129"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	
(略)					
(略)					
<p>2～4 略</p> <p>5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句</u></p>	<p>2～4 略</p>				

改正後	改正前
<p>は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p><b>第8条の2</b> 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p><b>第8条の2</b> 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第10号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表

改正後	改正前										
<p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員に支給する期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職又は死亡した場合には、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の195を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">（給料月額の特例措置）</p> <p>8 <u>令和元年8月1日から令和5年4月30日までの間における給料月額は、別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td style="text-align: right;">752,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: right;">656,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">584,000円</td> </tr> <tr> <td>水道事業管理者</td> <td style="text-align: right;">584,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	752,000円	副市長	656,000円	教育長	584,000円	水道事業管理者	584,000円	<p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員に支給する期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職又は死亡した場合には、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額は100分の195を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～7 (略)</p>
区分	給料月額										
市長	752,000円										
副市長	656,000円										
教育長	584,000円										
水道事業管理者	584,000円										

議案第 1 1 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年藤井寺市条例第 1 7 号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p><b>第 7 条</b> (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 9 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p><b>第 7 条</b> (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(食事の提供の特例)</p> <p><b>第 1 7 条</b> (略)</p> <p>2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のう</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p><b>第 1 7 条</b> (略)</p> <p>2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のう</p>



改正後	改正前
<p>ち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの</u>（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>（居宅訪問型保育事業）</p> <p><b>第38条</b> 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>（連携施設にかかる特例）</p> <p><b>第46条</b> 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、<u>第7条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p><u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p><b>附 則</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、<u>施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</u>この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室</p>	<p>ち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの</u>（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。<u>附則第3項において同じ。</u>）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>（居宅訪問型保育事業）</p> <p><b>第38条</b> 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>（連携施設にかかる特例）</p> <p><b>第46条</b> 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、<u>第7条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p><b>附 則</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業<u>（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）</u>の認可を得た施設等については、<u>施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</u>この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調</p>

改正後	改正前
<p>を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5～10 (略)</p>

議案第 1 2 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年藤井寺市条例第 1 9 号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)  <b>第 1 1 条</b> (略)                      2 (略)                      3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長</u>が行う研修を修了した者でなければならない。                      (1) ～ (1 0) (略)                      4・5 (略)</p>	<p>(職員)  <b>第 1 1 条</b> (略)                      2 (略)                      3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>大阪府知事又はその他都道府県知事</u>が行う研修を修了した者でなければならない。                      (1) ～ (1 0) (略)                      4・5 (略)</p>

